

○ 茨城県立中央病院 研修管理委員会規程

(設置)

第1条 茨城県立中央病院における臨床研修の実施を統括管理するため、研修管理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(用語の定義)

第2条 本規程に使用する用語の定義は、厚生労働省令施行通知「医政発第0612004号、医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」による。

(役割及び機能)

第3条 委員会の役割及び機能は次のとおりとする。

- (1) 臨床研修病院の在り方の検討に関すること。
- (2) 研修プログラムの作成に関すること。
- (3) 研修プログラム相互間の調整に関すること。
- (4) 研修医の管理に関すること。
- (5) 臨床研修の評価(全体評価、研修医評価、指導医評価、指導者評価、その他の評価)に関すること。
- (6) 研修医の採用に係る評価に関すること。
- (7) 臨床研修の中断に係る評価に関すること。
- (8) 臨床研修の修了に係る評価に関すること。
- (9) 病院群の管理に関すること。
- (10) 研修医の服務及び処分に関すること。
- (11) その他臨床研修全般の統括管理に関すること。

(委員)

第4条 委員は次のとおりとする。

- (1) 各研修分野の正部長以上の医師又はそれに準ずる者
- (2) 協力型臨床研修病院の研修実施責任者
- (3) 臨床研修協力施設の研修実施責任者
- (4) 各年次の研修医の代表
- (5) 事務局長又はこれに準ずる者
- (6) 看護局長又はこれに準ずる者
- (7) 医療技術部長又はこれに準ずる者
- (8) 薬剤局長又はこれに準ずる者
- (9) 病院群に属する施設以外の医療以外の分野の有識者
- (10) 病院群に属する施設以外の医師の有識者
- (11) その他委員会が必要と認める者

(委員長、副委員長)

第5条 委員長は病院長が任命し、副委員長はプログラム責任者とする。

(決議)

第6条 第2条に定める審議事項の決議については、委員長及び副委員長を含めた委員の過半数の出席又は委任を要する。

(研修ワーキング・グループ)

第7条 委員会の下部組織として研修ワーキング・グループ(以下、「研修WG」という。)を置き、臨床研修全般の問題の速やかな具体的解決を図るとともに、より良い研修環境を整備する。

(委員会の開催)

第8条 委員会は年に3回定期開催するほか、必要に応じて委員長が開催する。

(事務局)

第9条 委員会の事務局を医師教育研修室におく。

(規程の改定)

第10条 この規程の改正は研修WGにおける審議及び委員会の承認を要する。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施にあたって必要な事項は委員会で都度定める。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成24年11月5日から施行する。

附則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成28年3月14日から施行する。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。